（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第六条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書とみなす。

告示

○総務省告示第五百五十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第二号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

第四項に次の一号を加える。

3　捜索救助用位置指示送信装置の機器

○総務省告示第五百五十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

第二項の表2の項中「捜索救助用レーダートランスポンダ」の次に「、捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

○総務省告示第五百五十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の五第二号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号（型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

第一項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

10　捜索救助用位置指示送信装置（設備規則第四十五条の三の二の捜索救助用位置指示送信装置をいう。）の機器

○総務省告示第五百五十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第四項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十一号（船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

別表二の項を次のように改める。

二　遭難自動通報設備の機器	(1)　捜索救助用レーダートランスポンダ	1　外観等の確認	ア　容器（割れ、ひび、汚れ等の有無）の良否 イ　取付け状況の良否 ウ　外部の表示の良否
		2　電池の確認	有効期限の良否
		3　機能の確認	作動スイッチによる機能（待ち受け状態になること。）の良否
	(2)　捜索救助用位置指示送信装置	1　外観等の確認	ア　容器（割れ、ひび、汚れ等の有無）の良否 イ　取付け状況の良否 ウ　外部の表示の良否
		2　電池の確認	有効期限の良否
		3　機能の確認	試験機能を用いた試験の良否
	(3)　衛星非常用位置指示無線標識	1　外観等の確認	ア　容器（割れ、ひび、汚れ等の有無）の良否 イ　取付け状況の良否 ウ　外部の表示の良否
		2　電池の確認	有効期限の良否
		3　機能の確認	作動スイッチによる機能の良否（電波を発射しない方法によること。）

○総務省告示第五百六十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の三の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十九号（義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

十二を十三とし、八から十一までを九から十二までとし、七の次に次のように加える。

八　船舶が遭難した場合に捜索救助用位置指示送信装置を作動状態にする方法

十四として次のように加える。

十四　船舶局は、捜索救助用位置指示送信装置の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない旨の注意事項

○総務省告示第五百六十一号

登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十条の規定に基づき、平成九年郵政省告示第六百六十六号（認定点検事業者が行う点検の実施方法等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博